

令和5年5月3日

関係各位

滋賀県ソフトテニス連盟
会長 宇野 治

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の
基本的な感染対策の考え方について
(令和5年5月8日以降の取り扱いについて)

○基本的感染対策の見直し

基本的感染対策	今後の考え方
マスクの着用	個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。
手洗い等の手指衛生・換気	新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き有効
三密の回避	換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが有効

○県内大会・練習会等における考え方

チェックシート提出の廃止	個人で体調管理を行い、発熱・体調不良の場合は参加を見合わせる
マスクの着用	着用は個人の判断に委ねることを基本とする
手洗い等の手指衛生・換気	基本的感染対策として有効であることから、大会本部や必要と思われる場所には引き続き消毒液を設置し、換気に務める
三密の回避	大会担当者は三密が避けられるよう、選手の動線の工夫や放送での呼びかけを行う

○変更後の新たな変異株出現等への対応

変更後オミクロン株とは大きく病原性が異なる状況になれば、直ちに必要な対応を講じることとし、要請を行う可能性がある。

大会や練習会等を行う団体は、以上のことを参考に自主的な感染対策に取り組んでください。